

# 京都外国語短期大学 学費及びその他納付金納入規程

(平成10年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学学則（以下「学則」という。）第46条の規定により、学費及びその他納付金の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学費、その他納付金及び代理徴収金の種類とその金額)

第2条 前条に定める学費は、学則第39条第1項の規定によるものとし、その種類と金額は別表1のとおりとする。

2 前条に定めるその他納付金は、学則第39条第2項の規定によるものとし、その種類と金額は別表1のとおりとする。

3 代理徴収金は、学則第42条の規定によるものとし、その種類と金額は別表1のとおりとする。

(入学検定料)

第3条 学則第26条第1項の規定により、入学を志願する者は、別表1に定める入学検定料を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 インターネットを通じて志願する入学試験においては、その検定料を別に定める。

3 公募制推薦入試及び一般入試において、入学を志願するものが同一制度内で複数回志願(京都外国語大学への志願を含む。)をする場合、その検定料を別に定める。

(入学時の学費)

第4条 学則第27条第1項の規定により、入学試験に合格した者は、別表1に定める学費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 併設校(京都外国語専門学校、京都外大西高等学校、京都外国語大学)出身者が入学するときは、入学金の50パーセントを免除する。

(在籍者の納入期限)

第5条 学則第39条第3項の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費は別表1のとおりとし、毎学期次の期限までに納入しなければならない。ただし、入学時については、前条のとおりとする。

春学期分 4月20日

秋学期分 10月20日

一括納入 4月20日

2 納入期限が休日又は金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を納入期限とする。

(納入通知)

第6条 本学は、前条に規定する納入期限の1カ月前までに、授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入について通知する。

2 授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納付用紙は、本学から各学生の保証人宛に郵送するが、万一前条に規定する納入期限10日前までに届かなかったときは、経理課に申し出なければならない。これを怠ったことによって、授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入遅滞の責めを免れることはできない。

(学園振興協力費の納入)

第6条の2 学費の学園振興協力費は入学時に通知し、第5条に定める期限までに他の学費と共に納入するものとする。

(納入方法)

第7条 授業料、教育充実費及び学園振興協力費は、所定の納付用紙により本学指定の金融機関に開設された本学口座に納入しなければならない。

(延 納)

第8条 学則第43条の規定により、延納の許可を得るときは、第5条に規定する期限までに延納願を学生支援部に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前項により延納の許可を得た者の授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入期限は、次のとおりとする。

春学期分 6月20日

秋学期分 12月20日

(滞納者に対する督促及び除籍の予告)

第9条 授業料、教育充実費及び学園振興協力費を指定の納入期限までに納入しない者に対して、納入を督促し併せて除籍を予告する。

2 学費延納者が延納期限までに納入しない場合は、督促及び除籍予告を行わずに除籍とする。

(留 学)

第10条 学則第38条第2項の規定により、外国の短期大学又は大学に留学する者は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(休 学)

第11条 学則第30条第1項及び第2項の規定により休学を許可又は命令された者は、学則第44条の規定により、別表1に定める休学在籍料を納入しなければならない。

2 授業料、教育充実費及び学園振興協力費の未納者が休学を許可されたときは、許可された日から2週間以内に休学在籍料を納入しなければならない。

3 休学在籍料の延納は、一切認めない。

(復 学)

第12条 学則第32条第1項の規定により復学を許可された者は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(退 学)

第13条 学則第33条の規定により退学を許可された者は、学則第44条の2第1項の規定により、当該学期分の授業料、教育充実費及び学園振興協力費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

(再入学)

第14条 学則第34条第1項の規定により再入学を許可された者は、再入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 前項に規定する再入学金については入学検定料と同額とし、また授業料、教育充実費及び学園振興協力費については再入学年度の新入学生と同額とする。

(除 籍)

第15条 第9条の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を納入しない者は、学則第36条第4号の規定により除籍とする。

2 前項の規定により、春学期分の滞納者については前年度の3月31日付をもって、秋学期分の滞納者については9月19日付をもって除籍とする。

(懲 戒)

第16条 学則第59条の規定により学則第60条第1項の懲戒処分を受けた者の授業料、教育充実費及び学園振興協力費は、学則第44条の2第2項の規定によるものとし、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 懲戒処分により卒業期日を延期された者は、当該学期分の授業料及び教育充実費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(長期履修期間及びその期間の短縮)

第17条 学則第42条の2第1項の規定により、長期履修が認められた者の授業料及び教育充実費は別表2のとおりとし、第5条に規定する期限までに納入しなければならない。なお、一定の期間の年数で除した額に端数が生じたときは、原則100円未満を切り捨て、初年度に調整し、総額と一致させるものとする。

2 学則第42条の2第2項の規定により、長期履修する期間の短縮を許可された者の授業料及び教育充実費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。なお、短縮することにより生じた授業料及び教育充実費の差額は、3年目以降の在学期間の年数で調整する。また、短縮することにより標準修業年限で卒業することとなったときは、2年目で調整する。

(卒業延期となった者の学費)

第18条 卒業判定において卒業要件単位数不足により卒業延期となった場合、翌学期からの学費は次のとおり納入するものとする。ただし、長期履修者には適用しない。

(1) 不足単位数が6単位以下の場合、授業料及び教育充実費の50パーセント相当額。

(2) 不足単位数が7単位以上20単位以下の場合、授業料及び教育充実費の75パーセント相当額。

(3) 不足単位数が21単位以上の場合、授業料及び教育充実費の100パーセント相当額。

2 前項ただし書きの長期履修者が期間を短縮し、卒業延期となった場合は、別表1に定められた授業料及び教育充実費に基づき、前項を適用する。

(科目等履修生等)

第19条 学則第54条第1項の規定により科目等履修生等として志願する者の選考料及び入学を許可された者の登録料及び履修料は別表1のとおりとし、学則第41条の規定により、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 科目等履修生等としての選考料又は登録料若しくは科目等履修料の免除又は減免については、科目等履修生等規程第7条第2項の規定によるものとする。

3 週2回開講の授業科目を受講するときは、2科目分の履修料を納入しなければならない。

(選択種目履修費、語学研修費)

第20条 学則第40条の規定による選択種目履修費及び語学研修費は、その都度金額を定め、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(追試験受験料)

第21条 学則第40条の2の規定により、追試験の受験を許可された者は、別表1に定める受験料を別に指定する期間内に納入しなければならない。ただし、既納の受験料は、返付しない。

2 追試験受験料については、受験理由によりこれを免除することがある。

(証明書発行手数料)

第22条 各種証明等の交付を申請するときは、別表Aに定める証明書発行手数料をその都度本学発行の証紙をもって納入しなければならない。

(代理徴収金)

第23条 第2条第3項の規定による代理徴収金は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とともに別表1に定める金額を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(授業料、教育充実費、学園振興協力費及びその他納付金の返付)

第24条 授業料、教育充実費、学園振興協力費及びその他納付金の返付については、学則第45条第2項及び第3項の規定によるものとする。

2 学則第39条第3項ただし書の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を一括納入した者が、春学期期間内に退学したときは、申し出により秋学期分の授業料及び教育充実費を返付する。

3 既納の授業料、教育充実費及び学園振興協力費に誤納又は重複納入があった者には、返付する。

4 選択種目履修費及び語学研修費の納付金については、やむを得ない事情により中止又は取り消しのときに返付する。

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。平成25年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。

ただし、第21条第1項の規定は、平成26年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。「学園振興協力費」については、令和3年度以前入学者は、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(平成19年2月23日改正、平成20年3月22日改正、平成21年7月30日改正、平成23年11月24日改正、平成25年7月11日改正、平成26年1月30日改正、平成27年2月25日改正、平成29年1月24日改正、平成29年6月5日改正、平成30年7月24日改正、令和元年5月29日改正、令和2年11月24日改正、令和3年7月20日改正、令和6年3月15日改正)

別表1 短期大学 学費、その他納付金及び代理徴収金

(1) 令和4年度以降入学者用

	種 類	金 額			備 考
		春学期(1期)	秋学期(1期)	計	
学 費	入 学 金	150,000円		150,000円	入学手続時
	授 業 料	269,000円	269,000円	538,000円	
	教育充実費	93,500円	93,500円	187,000円	
	学園振興協力費	4,000円		4,000円	入学手続時
	計	516,500円	362,500円	879,000円	
その他納付金	諸費用	実習費	別に定める		
		選択種目履修費			
		語学研修費			
	履修料等	科目等履修生選考料	10,000円		
		科目等履修生登録料	20,000円		
		科目等履修生履修料	16,500円(1科目) (週2回授業科目は1科目33,000円)		
	手数料	入学検定料	35,000円		
		追試験受験料	500円(1科目)		
		証明書発行手数料	別表Aに掲げる		
		休学在籍料	60,000円(1学期)		
代理徴収金	英志会入会金	2,000円		入学手続時	
	英志会費	1,000円			
	後援会入会金	5,000円		入学手続時	
	後援会費	10,000円			
	校友会入会金	10,000円		卒業学年	
	校友会終身会費	20,000円			

注意1. 授業料及び教育充実費の額は、経済情勢等の変動により変更することがある。

## (2) 令和3年度入学者用

	種 類	金 額			備 考
		春学期(1期)	秋学期(1期)	計	
学 費	入 学 金	150,000円		150,000円	入学手続時
	授 業 料	269,000円	269,000円	538,000円	
	教育充実費	76,000円	76,000円	152,000円	
	学園振興協力費	4,000円		4,000円	卒業学年
	計	499,000円	345,000円	844,000円	
その他納付金	諸費用	実習費	別に定める		
		選択種目履修費			
		語学研修費			
	履修料等	科目等履修生選考料	10,000円		
		科目等履修生登録料	20,000円		
		科目等履修生履修料	16,500円(1科目) (週2回授業科目は1科目33,000円)		
	手数料	入学検定料	35,000円		
		追試験受験料	500円(1科目)		
		証明書発行手数料	別表Aに掲げる		
		休学在籍料	60,000円(1学期)		
代理徴収金	英志会入会金	2,000円		入学手続時	
	英志会費	1,000円			
	後援会入会金	5,000円		入学手続時	
	後援会費	10,000円			
	校友会入会金	10,000円		卒業学年	
	校友会終身会費	20,000円			

注意1. 授業料及び教育充実費の額は、経済情勢等の変動により変更することがある。

別表 2 (第17条の2 第1項関係)

在学期間4年で卒業する場合

	1年目		2年目		3年目		4年目		合計
	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	
入学金	150,000円	—	—	—	—	—	—	—	150,000円
授業料	134,500円	134,500円	134,500円	134,500円	134,500円	134,500円	134,500円	134,500円	1,076,000円
教育充実費	46,750円	46,750円	46,750円	46,750円	46,750円	46,750円	46,750円	46,750円	374,000円
計	331,250円	181,250円	181,250円	181,250円	181,250円	181,250円	181,250円	181,250円	1,600,000円

在学期間3.5年で卒業する場合

	1年目		2年目		3年目		4年目		合計
	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	
入学金	150,000円	—	—	—	—	—	—	—	150,000円
授業料	155,000円	153,500円	153,500円	153,500円	153,500円	153,500円	153,500円	—	1,076,000円
教育充実費	53,600円	53,400円	53,400円	53,400円	53,400円	53,400円	53,400円	—	374,000円
計	358,600円	206,900円	206,900円	206,900円	206,900円	206,900円	206,900円	—	1,600,000円

在学期間3年で卒業する場合

	1年目		2年目		3年目		合計
	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	
入学金	150,000円	—	—	—	—	—	150,000円
授業料	181,000円	179,000円	179,000円	179,000円	179,000円	179,000円	1,076,000円
教育充実費	62,500円	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円	374,000円
計	393,500円	241,300円	241,300円	241,300円	241,300円	241,300円	1,600,000円

在学期間2.5年で卒業する場合

	1年目		2年目		3年目		合計
	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	春学期(1期)	秋学期(1期)	
入学金	150,000円	—	—	—	—	—	150,000円
授業料	215,200円	215,200円	215,200円	215,200円	215,200円	—	1,076,000円
教育充実費	74,800円	74,800円	74,800円	74,800円	74,800円	—	374,000円
計	440,000円	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円	—	1,600,000円

別表A 証明書発行手数料

種 類	金 額	
	邦 文	欧 文
卒業見込・成績証明書 ※	100円	100円
卒業見込証明書 ※	100円	100円
成績（単位修得）証明書 ※	250円	250円
調査書（進学・就職等に必要な場合）	250円	250円
推薦状（留学・就職等に必要な場合）	250円	250円
在学証明書 ※	250円	250円
在籍証明書 ※	250円	250円
卒業証明書 ※	250円	250円
学生証再発行料	2,000円	
学長推薦状	250円	250円
人物証明書（就職等に必要な場合）	250円	250円
健康診断証明書 ※	100円	100円
単位取得見込証明書	250円	250円
奨学金証明書	250円	250円
留学証明書	250円	250円

※コンビニ証明書発行サービスを利用する場合は、卒業生1通1,000円、在学生1通500円とする。